

紙面から

都市計画マスタープラン 4・5
フォーラムを開催

日野市成人式 6
1月14日に

日野山荘・大成荘 GWの申込 6

新市立病院の概要 8
6月オープン



市立総合病院運営協議会 会長

長町幸雄 氏を迎えて

市長新春対談

新病院の夢を語る



長町幸雄氏(右)と馬場弘融市長

明けまして

おめでとーございます



新世紀の21世紀が幕を開け、2年目に歩を進めました。さらなる希望を胸に新しい年をお迎えのことと思います。

今年の市長新春対談は、市内在住で、現在、日野市立総合病院運営協議会会長の長町幸雄氏(群馬大学名誉教授)をお迎えし、新しい市立病院に対する思いについて語り合っていました。(敬称略)

患者さんの目線で……

「患者」ではなく「患者さん」

市長(馬場) 新年明けましておめでとうございます。

長町 明けましておめでとうございます。

市長 旧年中は、新しい病院のためにいろいろとご尽力を賜り、ありがとうございます。

おかげさまで、長い間懸案であった市立病院も、6月には開院できる段取りになっています。

医療の情勢がいろいろ変わっている難しい時期に、せっかく新しい病院を立ち上げるわけですから、日野の市民のためのよい病院でなければいけない、とりわけ「患者」ではなく、「患者さん」という目線で、病院の運営ができればと思っています。この辺からお考えをお伺いしたいと思います。

患者さんの目線に立つ工夫

市長 よく患者さんから、カルテの問題で、病状によって、いろいろな医師さんをあちこち回らなければいけないとか、それぞれの科目に応じて診てくれる先生がかわっていくのが、何となく不安であると言われます。できれば、初めに受け付けた医師が、例えば入院をして退院をするまで、基本的にはかわっていただくというような一患者に一人の医師が責任を持ってやりましようという体制がとれればいいと思うのですが、いかがでしょうか。

長町 従来の病院では、患者さんとドクターの関係は、「診てやる」というような、ドクターの側に少し患者さんを「見下す」ということではないですが、対等の関係で患者さんに接しない傾向がありました。現在ではもう、昔の「診てやる」という時代ではなく、患者さんとドクターとが一体となって、言ってみれば、契約の時代で、患者さん本位に考えなければいけない時代になりました。ドクターが偉いのではなく、患者さんが医師の選択権もあるということも含めて、対等の関係になったということだと思います。

ですから、まずドクターが患者さんを接遇するというような、診てさしあげる態勢を、きちっと整備しておくにはいけません。

【プロフィール】
長町幸雄（ながまちゆきお）氏

昭和7年東京都生まれ。昭和34年群馬大学医学部卒業。昭和39年同大学大学院修了。同大学医学部教授や同大学医学部付属病院院長を勤め、平成10年同大学名誉教授に在任。現在、日野市立総合病院運営協議会会長を務める。東平山在住。



こういう病院は入院まで引き続き患者さんと接するというチャンスがかなり多いわけですから、外来で診た患者さんが入院したら、最初に診た医師が病室にも足を運んでくれると患者さんは非常に安心します。

市長 そうですね。

長町 それから、患者さんは最初に医師と接するときに、緊張感を持ってしまふんですね。そのときに、患者さんにかかっているリラックスしてもらい、病状を聞くかということも大事です。情報を得ないと診察は十分にできませんので、安心して任せていただけるといふような、患者さんをいたわる態度が大切です。そして診察する椅子も重要です。あまり医師がどつかと、社長みたいな顔をして座っていると、患者さんが縮こまってしまいます。ですから、対等というところになると、目線の高さも一緒になるような椅子を用意することも、患者さんを安心させるきっかけになります。

掲示板の活用

市長 さらに、この病院にはどういう医師がいて、院長や医師がどんな考えを持っているかということや、医師と患者さんがやりとり

りができる掲示板のようなものがあればいいと思っていますけれども、どうでしょう。

長町 おっしゃるとおりで、トップからスタッフ、各診療科の個々のドクターに至るまで、だれがどんなことを分担しているかということがはつきりしているのがいいわけです。患者さんだけではなく、職員にとっても、院長の考えていることが、掲示板などにわかりやすく掲げられることも大事だと思います。

あるいは病院長Q&Aというような、質問をいただいたらすぐに院長のお返事を差し上げるというような習慣をつけられたらいいと思います。

市長 既に現在の病院でも、市民の皆さんからいただいたご意見については、たとえ匿名であっても院内の5カ所に張って答えを出しています。ぜひわかりやすいところに、今の掲示のような形で、病院側と患者さんの側がやりとりできるような場所を考えなければいけないと思っています。

親しまれる病院づくり

**患者さんが
いやする雰囲気づくり**

市長 患者さんの目線に立つというのをさらに進めるわけですが、病院には体調がよくないから行くわけではなく、皆さん初めから不安感を持って来られるわけですよね。できるだけその不安感を除去するような親しみやすさがなければいけないので、通常の空間と同じような仕組み、イベントがあつてもいいのかなと思っています。それについてはどんなお考えをお持ちでしょうか。

長町 それは、最も重要なことですね。病院も一つのコミュニティですから。市民の方が容易に入ってきてくださって、それから既に入院されている方は、自分が住んでいる家のようなつもりで、気軽に施設を利用していただくために、いろんなイベントは必要だと思います。

何もお金がかかるイベントではなくて、ちょっとした工夫で、例えば、このほりの季節になったら旗のポールにこのほりを泳がせるとか、そんなことをやるだけでも、相当患者さんの気持ちは和むと思います。

市長 常々思うのですが、病院というのは、病気を治すということが一番の目的ではあります。が、治す以前に、病院に行つて癒される、ほつとするということが必要だと思っています。そういう意味では、全部専門家というのではなくて、例えば、病院ボランティアのような、多少経験のある年長の方等に、案内業務や、受付業務などをお手伝いいただくということも考え

病院ボランティアの参加

市長 常々思うのですが、病院というのは、病気を治すということが一番の目的ではあります。が、治す以前に、病院に行つて癒される、ほつとするということが必要だと思っています。そういう意味では、全部専門家というのではなくて、例えば、病院ボランティアのような、多少経験のある年長の方等に、案内業務や、受付業務などをお手伝いいただくということも考え



すね。
**信頼され、選ばれる病院へ
医療施設・スタッフの充実
医療の質の向上へ**

市長 さて、病院が新しくなる。建物も機器も新しくなるわけですが、それ以上に医療内容それ自体が、住民の方に信頼され、選ばれた病院にならなければいけません。先ほどの患者さん本位はもとより、医療内容、そして看護や検査の内容などがかなり充実していなければいけないと思いますけれども、どうでしょうか。

長町 現在、これから近未来も含めて、患者さんが医療施設を選ぶ時代ですから、お仕着せというようなことはもちろんあり得ませんし、何か特徴を出さなければいけません。そして、今、市長がおっしゃったように、患者さん本位に立つた医療施設というのはもちろん大事ですが、それをどうやって地域に住んでいらっしゃる方にお知らせするかですね。ただ、いい施設があるよと言って、ふん反り返っているだけでもだめで、インフォメーションも十分に与えていかなければなりません。

いい医療をするには、いい施設がもちろん最も大事ですけれども、それを地域の方に見ていただくチャンスも必要です。

名札の着用と第三者による評価

市長 そこでは、もちろん職員が病院に愛情を持つことが必要だし、その病院のために、今の先生のお言葉では、骨を埋めるんだ、一生懸命ここでやるんだという覚悟、あるいは誇りを持った仕事をしなければいけないと思います。そういう意味では、今、本庁でも大きな名札、できれば顔写真つき名札をつけようということを進めています。病院でもできるだけ全員がしっかりと名札をつけるということをしてもらいたい。そ

うと思っています。このボランティアというところについては、どういうお考えでしょうか。

の研修や意識づけについてはどのようにお考えになりますか。

それがひいては患者さん、あるいは病院に来ていただく市民の皆さんの、「あの方良かったですよ」、「あの方ちょっと態度が」という評価にも結びつきます。意欲ある職員、一生懸命やっている職員は、しっかりと評価されるという仕組みが必要だと思います。

長町 これは、ある目標等を掲げて、病院で教育する必要があると思っています。

医療は医師だけで成り立つわけでもありません。看護婦、薬剤師、検査技師、それから何よりも大事なことは事務系の方の力ですから、すべてが協力しあって、この病院ではどんな力を発揮できるかということを見抜くのが大事だと思います。

ことに、それは市の病院ですから、もちろん市のトップから事務系の皆さんまで十分に徹底して一つの筋道を通らなければいけないのです。病院の中では院長をトップにした医療体系というのがありますから、院長が正しい運営をするような指導をしていかないと困ります。下の人はそこで骨を埋めると言ってはちよつとオーバーですが、この病院のために何ができるだろうという意気込みをはつきりと出してほしいですね。

予防医療のリーダーたれ

市長 さて次に、病気になる前から診るのが病院だというのはなく、ならないようにしていく予防医療について、地域のリーダーとしての位置付けもあると思います。そうやってくると、やはり地元医師会の開業医の先生方と、病院との常日ごろの連携というものが今ちょっと不足しているかと思うのですが、いかがでしょう。

長町 地域のリーダーシップをとるという意味では、この病院の果たす役割は非常に大きいと思います。市内の病院、または開業医の先生方との連携は非常に重要です。例えばこの病院でこういういいことをやっている、皆さん、ご覧になっていただませんかというように、インフォメーションを存分に、頻繁に、地域の医療施設に送り込むということが大事です。地域のお医者さんを常に視野



において、大事に育てると言っている失礼ですが、少なくとも支援病院です。そうとうリーダー的なところも、ある程度嫌みがないように発揮したらしいと思います。

それからもう一つは、紹介・逆紹介という連携の中で、患者さんを送っていただいた医師に対する返事をきちんとしないといけません。あの病院へ送ったけど、そのままナシのつぶてでは。私の患者さんはどこへ行ってどうしたのかわからない、ではいけないと思います。そういう意味で日ごろからの医師同士の意思疎通が必要だと思います。

近隣病院との連携

市長 かかりつけ医としての地元の開業医のあり方はとても大事です。それとともに、やや高度な専門的なことになってくると、市立病院でもちよつと対応できないというようなことがあり、近隣の病院との連携も今まで以上に必要になると思います。この辺についてはどうですか。

長町 それもちろんです。非常に重要なことです。広域医療をやっている病院や、もっと専門的な都立病院や国立病院というところにも、市民の側に立った市立病院がコミュニケーションを持つべきだと思います。

何か自分の手に余るような医療を専門的に行うという場合には、専門病院を紹介するシステムもないといけません。患者さんのために、どの病院でもおつき合いができるような整備をしておく必要があります。できることはもちろんここでしてさしあげるのがあるのですが、高度な先進医療を持っている病院を利用しなければいけません。そういう度量というのも大事だと思います。

救急医療体制の充実

市長 そして、市民の皆さんが新しい病院に一番期待するのが、救急の対応だと思っています。今の市立



患者さんに親しまれる雰囲気

市長 ひとまず受けてくれるというところで、それがやはり市立病院としての大きな役割でしょうね。入口でだめですよというのが一番困ります。

長町 総合病院ですから、あらゆる種類の疾患を、とりあえず救急患者として送られてきたときには診療することはできると思います。が、まだ十分でないところもあるわけです。いきなり心臓の手術をするというようなこともあるかもしれません。その場合には、自分の能力をわきまえて対応すればいいので、何でもかんでも初めからよそへ送るというのではなくて、まず自分の目で、対応できるかどうか確かめて、その上で一刻も早く次のステップにということを考えてほしいのです。あの病院へ行けばまずは何でも診てもらえるという態勢があれば、おそらく住民の方々の不安もかなり解消されるでしょう。

介護保険・福祉保健との連携

市長 昨今、これからの医療は、医療・福祉・保健それぞれがうまく連携をとり合っていないといけません。介護保険の関連で、高齢者の方々が施設に入所するにしても、医療の対応なのか、介護保険の対応なのか、難しいところがあったりします。やはり市立病院としても、それぞれの機能がある程度持つべきかと思いますが、どうでしょうか。

長町 それにはある程度、ドクターでなくても、いわゆる介護保険や福祉保健の体制を考えて、アドバンスしてあげることがいってもよいと思います。何でもかんでも引き受けることはできませんが、病院の機能としての発揮すべき能力や決まりもありますので、それののちとてやっていくようにしたいと思っています。

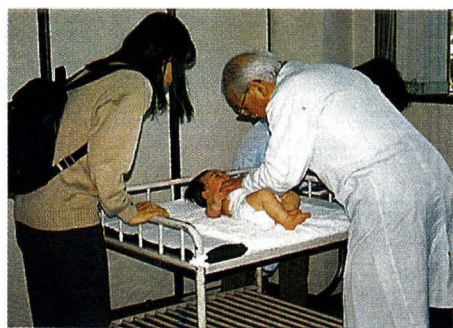
その場合に、しゃくし定規で、あなたはここの病院では診ないというふうにしなさい、こういうところへ行つて治療を受けなさいというようなアドバンスをしてあげることが大切だろうと思います。

「赤字が当然」ではない 全員参加で運営を

独立採算

市長 ところで、自治体病院だから税金で運営をやつて、赤字でもいいという考え方をする人もないわけではないのですが、今の時代では、ますます事業体としての病院は、たとえ公立の病院であっても、しっかり経営的な感覚を持って運営をしていかなければいけないと思います。当然、赤字になつてしまふ部分はありますが、努力できる部分は努力をして、少しでも収益が上がるようにしていかなければいけないと思っていますが、これについてはどうでしょうか。

長町 現在、民間病院等で、つぶれてしまふ病院が多いことを考えますと、それは、市長がおっしゃった経営ということを非常に問題



信頼され、選ばれる病院へ

にしないといけないと思います。

経営悪化の原因は、病院内部の問題の場合が多いと、私は思います。医療というのは、設備を使ったサービス業ですから、そういう施設を持っている市としては、建物の老朽化だとか新築・改築、そのほか高度先進医療の機器等もドクターの要求によって購入しなければいけません。しかし、それには限度がありますから、ここにマッチしたものを購入すればよいでしょう。市長がおっしゃるように、とにかく公立の病院だから親方が市だとか、そつちに任せれば赤字はどうでもいいというような観念はまずだめです。独立採算的なことを考えなければ、これからは生き残つていけません。

あと非常に重要なのは、病院経営の各種コストの問題ですね。その中で、医師や看護婦の給与が大体50%ぐらいを占めます。医薬品だとか医療材料等の費用が約30%、あとは減価償却とか、研究・研修などは残った10%、20%ですね。そこで、人件費をどうしていくかということですが、看護婦などが居ついてくれるような病院にならないといけません。慢性的な看護婦不足を解消するためには、例えば民間の病院では、高いスカウト料を払つて、よその病院から引き抜いたりするわけですが、人件費で経営が悪化することが多いので、なるべくいいスタッフが居つくような病院になることが必要です。

それから薬剤費です。このごろは薬品代が安くなりましたから、原価と代金の差額である薬価差益で儲けるといふことはできません。ですから、これは上手に院外処方等を利用するか、高価な薬品在庫を自分の病院にいつまでもため込んでおくというようなことをしないように、常に事務サイドと医療サイドが、合理的にむだを廃すようにすれば、赤字はかなり解消できると思います。

もう一つは、経営センスの欠如です。ドクターは、ご存じのように、医学部の教育で、経営のことは教わっていません。全くの素人のドクターが経営のことに口を差し挟みますと、具合の悪くなることも多いのです。それは徐々に教えていく必要もあると思いますが、プロに経営的な手腕を発揮していただくということが、まず赤字を解消するには大事だと思います。

全職員参加による医療

市長 医療も基本的にはサービス業である、経営センスという言葉もありましたけれども、運営する職員が一生懸命、特に事務方の職員がそういう意欲・意識を持つてやつていく必要があるということに改めて痛感しております。どうしても公務員は、この辺の認識が非常に薄くて、公務員は一番のサービス業だということを、私も常々言っているところですが、特にこの病院については、その辺の意識をしっかりと把握した、まさにプロフェッショナルとしての経営センスを持った職員を育てていかなければいけないと感じます。

長町 理想的には、経営の問題は、三位一体ということがいいと思います。医師、看護婦、それから事務職ですね。看護婦の中にはコ・メディカル（注）も入ります。あるいはソートアップ制というのが理想的な形態かと思っています。院長を始めとする医療サイドのメディカル・ディレクター、もう一方は、経営に参画するマネージング・ディレクター、つまり事務職ですね。

これを対等の地位に、意識を高めて、そろばんが打てない医師はそろばんが打てる事務職にお任せする、そういうことでやりますと、相互に、いい意味では二輪車になつて、非常にうまくいくと思います。

あとは、いろいろなことをオープンにする時代ですから、医療事故などが起こらないような体制を整えることが大事でしょう。これには、医師と看護婦だけではなくて、薬剤師などが不適切に投与されるようなことがないように、薬剤師がお目付け役になってくださつて、専門家としての薬剤の危機管理にもつと力を発揮してほしいと思います。そうすると、あらゆる場面、全員が参画しなくてはできないということになりますから、病院全体で、ひつくるめて一家庭みたいなつもりでやつていっていただければと思います。

市長 一家ね、そうですね。なるほど。

すべては入り口から おもてなしの精神で

市長 最後に、物事というのは何でも最初の印象がとても大事です。病院でも、例えば受付であるとか、電話でどういふ応対をしてくれたかというふうな、入口がとても大事だと思うのですが、この入口について、ちよつとお話を伺えればと思います。

長町 はい、私は入口から出口までと申し上げたいですね。例えば入口、受付にいる職員が、まず不愉快な感じを与えたら、それでもうおしまいですが、もっと重要なのは、相手の顔が見えない電話の交換手ですね。これは病院だけではなくて、デパートなどでも、その応対によって相当ランクづけがされるということを言われますので、私は日ごろから模擬的な鍛錬をしたらいと思っています。私は教授になつてすぐに教室員にそういうのをやらせたことがありますが、デパートの新人教育係をお願いし、自分の教室員はもちろん、

ドクター、ナース、コ・メディカル全部を臨床講堂へ集めて、おじぎの仕方から電話の応対の仕方等、全部教わりました。定期的に訓練をやつていないと、忘れてしまふので、年に二度ぐらい。不断の訓練をしていないと、何かのときにふつと不遜な態度が出たら、それでおしまいなんです。

あるいは、事務の偉い方や院長は時々患者に化けて、外来の待合室にとけて座っているということも大事です。私はたびたびそうしました。そうすると、患者さんは「あの科は待たせる」とか「応対がひどい」と言っています。そうして、事務方の上役の方が、時々患者に化けて、患者さんと同じ視線でチェックするということが必要です。

それから、何でも相談ができるような態勢をつくつてあげることが必要です。この人は何か怖い顔するから聞きづらいというのはいけません。何もこびへつらうことではないのですが、入口から出口まで、患者さんを大事にしてあげるといふ精神を考えていったほうがいいですね。

市長 そうですね。今日は幅広い分野にわたつていろいろとお教えいただき、本当に貴重なお話を伺いました。私も行政も引き続き、この新しい病院がぜひ多くの市民の皆さんに信頼されて、よその病院に負けない、選ばれる病院になるように、努力をしてまいります。長町先生からもいろいろな角度からご指導を賜りたいと思います。今日は本当にありがとうございます。

長町 ぜひとも立派な病院になつていただきたいと思います。私も微力ながら新病院の運営にご協力させていただきたいと思っています。どうもありがとうございます。

（注）コ・メディカル：医師以外の看護婦や薬剤師、臨床検査技師などの医療従事者
（関連記事8面）

●平成13年度後期 子宮がん検診実施医療機関

医療機関名	所在地・電話番号	検診日時
大川産婦人科	多摩平3-14-4 586-1061	(月)・(水)・(土)9:00~12:00/14:00~16:00 (火)・(木)・(金)9:00~12:00
加来産婦人科	日野2949-4 581-5230	(月)・(金)9:00~12:00/14:00~16:30 (土)9:00~12:00
高品クリニック	日野本町1-12-13 583-7822	(月)・(火)・(水)・(金)9:00~12:00/15:00~17:00 (土)9:00~12:00
堀田診療所	多摩平6-5-1 581-3035	(月)・(金)10:00~11:30/15:30~17:00 (土)10:00~11:30
三沢台診療所	三沢2-12-13 592-0466	(月)・(火)・(木)・(金)9:00~12:00/14:00~16:00
市立総合病院	多摩平6-1-1 581-2677	(月)・(火)・(水)・(金)8:30~11:00

1月前期休日診療医
診療時間 9:00~12:00
13:00~17:00

1日

望月医院(産科)
多摩平6-31-4
581-0504

工藤医院(産・内科)
南平3-22-15 592-3333

2日

多摩平整形外科(産)
多摩平5-4-3 584-6806

石川クリニック(産・内科)
高幡6-3 593-8113

3日

堀田診療所(産・内・婦・小)
多摩平6-5-1 581-3035

鈴木耳鼻咽喉科(産科)
高幡3-8 593-8733

6日

堀田診療所(産・内・婦・小)
多摩平6-5-1 581-3035

京平山クリニック(産・内科)
平山2-37-3 592-5111

13日

山本クリニック(産・内科)
神田4-24-1 584-5633

高幡耳鼻咽喉科(産科)
高幡3-5 592-5467

14日

横溝医院(産・内科)
日野本町4-2-11 581-1825

牛尾医院(産・内科)
平山6-5-13 591-2001

保健・医療

子宮がん検診(13年度後期)

今年度からハガキの申し込みは不要です。直接医療機関で受診してください。

対象者①頸がん検診：市内在住の30歳以上(昨年4月1日現在)の女性。前回の子宮がん検診で、昨年7月を受けた方は受診できません。②体がん検診：①の受診者のうち、問診の結果、最近6か月以内に不正出血のあった方。③次のいずれかに該当する方(7)50歳以上(4)閉経後(5)未妊婦(6)月経不規則。なお、条件に該当しない場合でも、医師が必要と認める場合には実施します。

※体がん検診は、子宮の状態に

国保・年金

20歳を迎える新成人の皆さんへ！国民年金に加入を！

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての人が加入して、一人ひとりが老後に共通した年金を受けられるように国が運営している制度です。「世代と世代の支え合い」によって成り立っています。

20歳になられる前月に国民年金の加入のご案内を送ります。必ずご回答ください。ご回答がない場合でも、国民年金に加入すべき方に基礎年金番号を

都市計画

マスタープラン「全体構想素案」

ご意見を伺います

市では、第四次基本構想・基本計画「日野の未来像」を2010年を目途に策定し、まちづくりの基本方針となる「都市計画マスタープラン」を策定中である。このマスタープランは、市内散策や室内での説明によって全体構想素案を説明し、パネラディスカッションを行って市民の皆さんの意見をいただく。また、12月の説明会でいろいろな意見をいただいた地域別構想素案についても展示します。

母子保健 健康通信

事業名	日時	内容等
ママ・パパクラス(両親学級)	1月30日(水) 10:00~12:00 2月6日(水) 10:00~12:00 2月13日(水) 9:30~12:00 2月14日(木) 10:00~12:00 2月20日(水) 10:00~12:00 2月27日(水) 13:30~15:30	妊娠中の生活・育児の準備ほか 妊娠中の栄養、お産の経過ほか 歯科検診 歯の衛生ほか 妊婦体操・呼吸法の実習ほか 赤ちゃんのお風呂の入れ方、出産のビデオほか
3~4カ月児健康診査	1月9日(水) 16日(水)・23日(水) 12:50、13:15、13:40	対象は平成13年9月生まれ、通知した日にお越しください
1歳6カ月児健康診査	1月10日(木) 17日(木)・24日(木) 13:00、13:15、13:30、13:45	対象は平成12年6月生まれ、通知した日にお越しください
3歳児健康診査	1月8日(火)・15日(火) 12:50、13:05、13:20、13:35	対象は平成10年12月生まれ、通知した日にお越しください
すくすくクラブ(育児学級)	1月7日(月) 10:00~11:00 1月21日(月) 10:00~11:00 1月28日(月) 10:00~11:00 (会場はあさひがわ児童館)	対象は生後4カ月~12カ月の乳児と保護者。申し込み不要、直接会場へ

※転入された方へ…妊婦、3~4カ月児、6~9カ月児、1歳6カ月児、3歳児の健康診査を受けていない方は健康課(581-4111)へご相談を

休日準夜診療所

診療日時 土曜日・日曜日・祝日 9:30~22:30 (受け付けは22:20まで)

診療科目 内科・小児科

場所 日野本町1-7-2 584-1661

救急病院 1月前期宿日直予定表

病院名	1(火)	2(水)	3(木)	4(金)	5(土)	6(日)	7(月)	8(火)	9(水)	10(木)	11(金)	12(土)	13(日)	14(月)	15(火)
市立総合病院 581-2677	急外	急外	急外	急外	急外	急外	急外	急外	急外	急外	急外	急外	急外	急外	急外
花輪病院 582-0061	急内	急内	急内	急内	急内	急内	急内	急内	急内	急内	急内	急内	急内	急内	急内

国保・年金

20歳を迎える新成人の皆さんへ！国民年金に加入を！

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての人が加入して、一人ひとりが老後に共通した年金を受けられるように国が運営している制度です。「世代と世代の支え合い」によって成り立っています。

20歳になられる前月に国民年金の加入のご案内を送ります。必ずご回答ください。ご回答がない場合でも、国民年金に加入すべき方に基礎年金番号を

都市計画

マスタープラン「全体構想素案」

ご意見を伺います

市では、第四次基本構想・基本計画「日野の未来像」を2010年を目途に策定し、まちづくりの基本方針となる「都市計画マスタープラン」を策定中である。このマスタープランは、市内散策や室内での説明によって全体構想素案を説明し、パネラディスカッションを行って市民の皆さんの意見をいただく。また、12月の説明会でいろいろな意見をいただいた地域別構想素案についても展示します。

都市計画

マスタープラン「全体構想素案」

ご意見を伺います

市では、第四次基本構想・基本計画「日野の未来像」を2010年を目途に策定し、まちづくりの基本方針となる「都市計画マスタープラン」を策定中である。このマスタープランは、市内散策や室内での説明によって全体構想素案を説明し、パネラディスカッションを行って市民の皆さんの意見をいただく。また、12月の説明会でいろいろな意見をいただいた地域別構想素案についても展示します。

教育・保育

学校名	学区内人数	希望者(増)	他校選択者(減)	入学予定者数	学校名	学区内人数	希望者(増)	他校選択者(減)	入学予定者数
一 小	74	13	17	70	滝合 小	46	1	2	45
二 小	101	12	4	109	七 小	115	4	11	108
三 小	54	3	16	41	南平 小	87	9	1	95
四 小	131	4	38	97	旭が丘 小	109	4	1	112
五 小	76	10	11	75	平山台 小	24	1	1	24
六 小	96	1	4	93	東光寺 小	50	13	1	62
潤徳 小	71	53	6	118	三沢台 小	42	6	1	47
平山 小	81	3	8	76	仲田 小	35	1	11	25
八 小	114	7	5	116	夢が丘 小	58	1	2	57
百草台 小	36	0	6	30	計	1,400	146	146	1,400

※転入された方へ…妊婦、3~4カ月児、6~9カ月児、1歳6カ月児、3歳児の健康診査を受けていない方は健康課(581-4111)へご相談を

休日歯科応急診療所

診療日時 日曜日・祝日 9:00~12:00、13:00~17:00 (受け付けは16:00まで)

場所 高幡308-1 594-2111

名称	日時	会場	問合せ先
市長相談	18日(金) 14:00~16:00 ※11日(金)までに予約を ※3中地区にお住まいの方を優先	調整中	
法律相談	8日(火)・15日(火)・22日(火)・29日(火) 10:00~16:00		
行政相談	4日(金)・18日(金) 13:30~16:00		
人権の上相談	10日(木)・24日(木) 13:30~16:00		
子どもの人権専門相談	24日(木) 16:00~17:00		
サラ金専門相談	21日(月) 13:00~16:00 ※15日(火)から予約を		
交通事故相談	11日(金) 13:30~16:00 ※前日から予約を		
登記相談	7日(月) 13:30~16:00 ※4日(金)から予約を		
税務相談	23日(水) 10:00~16:00 ※前日から予約を		
不動産相談	16日(水) 13:30~16:00 ※前日から予約を		

市民生活

1月の人権擁護委員会活動

地域協議会、学び・気づきの場

日時 22日(火)午前10時~正午

会場 女性センター181室

内容 1. 人権擁護委員の役割について 2. 人権擁護委員の活動について 3. 人権擁護委員の心得について 4. 人権擁護委員の役割について 5. 人権擁護委員の活動について 6. 人権擁護委員の心得について 7. 人権擁護委員の役割について 8. 人権擁護委員の活動について 9. 人権擁護委員の心得について 10. 人権擁護委員の役割について 11. 人権擁護委員の活動について 12. 人権擁護委員の心得について 13. 人権擁護委員の役割について 14. 人権擁護委員の活動について 15. 人権擁護委員の心得について 16. 人権擁護委員の役割について 17. 人権擁護委員の活動について 18. 人権擁護委員の心得について 19. 人権擁護委員の役割について 20. 人権擁護委員の活動について 21. 人権擁護委員の心得について 22. 人権擁護委員の役割について 23. 人権擁護委員の活動について 24. 人権擁護委員の心得について 25. 人権擁護委員の役割について 26. 人権擁護委員の活動について 27. 人権擁護委員の心得について 28. 人権擁護委員の役割について 29. 人権擁護委員の活動について 30. 人権擁護委員の心得について 31. 人権擁護委員の役割について 32. 人権擁護委員の活動について 33. 人権擁護委員の心得について 34. 人権擁護委員の役割について 35. 人権擁護委員の活動について 36. 人権擁護委員の心得について 37. 人権擁護委員の役割について 38. 人権擁護委員の活動について 39. 人権擁護委員の心得について 40. 人権擁護委員の役割について 41. 人権擁護委員の活動について 42. 人権擁護委員の心得について 43. 人権擁護委員の役割について 44. 人権擁護委員の活動について 45. 人権擁護委員の心得について 46. 人権擁護委員の役割について 47. 人権擁護委員の活動について 48. 人権擁護委員の心得について 49. 人権擁護委員の役割について 50. 人権擁護委員の活動について 51. 人権擁護委員の心得について 52. 人権擁護委員の役割について 53. 人権擁護委員の活動について 54. 人権擁護委員の心得について 55. 人権擁護委員の役割について 56. 人権擁護委員の活動について 57. 人権擁護委員の心得について 58. 人権擁護委員の役割について 59. 人権擁護委員の活動について 60. 人権擁護委員の心得について 61. 人権擁護委員の役割について 62. 人権擁護委員の活動について 63. 人権擁護委員の心得について 64. 人権擁護委員の役割について 65. 人権擁護委員の活動について 66. 人権擁護委員の心得について 67. 人権擁護委員の役割について 68. 人権擁護委員の活動について 69. 人権擁護委員の心得について 70. 人権擁護委員の役割について 71. 人権擁護委員の活動について 72. 人権擁護委員の心得について 73. 人権擁護委員の役割について 74. 人権擁護委員の活動について 75. 人権擁護委員の心得について 76. 人権擁護委員の役割について 77. 人権擁護委員の活動について 78. 人権擁護委員の心得について 79. 人権擁護委員の役割について 80. 人権擁護委員の活動について 81. 人権擁護委員の心得について 82. 人権擁護委員の役割について 83. 人権擁護委員の活動について 84. 人権擁護委員の心得について 85. 人権擁護委員の役割について 86. 人権擁護委員の活動について 87. 人権擁護委員の心得について 88. 人権擁護委員の役割について 89. 人権擁護委員の活動について 90. 人権擁護委員の心得について 91. 人権擁護委員の役割について 92. 人権擁護委員の活動について 93. 人権擁護委員の心得について 94. 人権擁護委員の役割について 95. 人権擁護委員の活動について 96. 人権擁護委員の心得について 97. 人権擁護委員の役割について 98. 人権擁護委員の活動について 99. 人権擁護委員の心得について 100. 人権擁護委員の役割について 101. 人権擁護委員の活動について 102. 人権擁護委員の心得について 103. 人権擁護委員の役割について 104. 人権擁護委員の活動について 105. 人権擁護委員の心得について 106. 人権擁護委員の役割について 107. 人権擁護委員の活動について 108. 人権擁護委員の心得について 109. 人権擁護委員の役割について 110. 人権擁護委員の活動について 111. 人権擁護委員の心得について 112. 人権擁護委員の役割について 113. 人権擁護委員の活動について 114. 人権擁護委員の心得について 115. 人権擁護委員の役割について 116. 人権擁護委員の活動について 117. 人権擁護委員の心得について 118. 人権擁護委員の役割について 119. 人権擁護委員の活動について 120. 人権擁護委員の心得について 121. 人権擁護委員の役割について 122. 人権擁護委員の活動について 123. 人権擁護委員の心得について 124. 人権擁護委員の役割について 125. 人権擁護委員の活動について 126. 人権擁護委員の心得について 127. 人権擁護委員の役割について 128. 人権擁護委員の活動について 129. 人権擁護委員の心得について 130. 人権擁護委員の役割について 131. 人権擁護委員の活動について 132. 人権擁護委員の心得について 133. 人権擁護委員の役割について 134. 人権擁護委員の活動について 135. 人権擁護委員の心得について 136. 人権擁護委員の役割について 137. 人権擁護委員の活動について 138. 人権擁護委員の心得について 139. 人権擁護委員の役割について 140. 人権擁護委員の活動について 141. 人権擁護委員の心得について 142. 人権擁護委員の役割について 143. 人権擁護委員の活動について 144. 人権擁護委員の心得について 145. 人権擁護委員の役割について 146. 人権擁護委員の活動について 147. 人権擁護委員の心得について 148. 人権擁護委員の役割について 149. 人権擁護委員の活動について 150. 人権擁護委員の心得について 151. 人権擁護委員の役割について 152. 人権擁護委員の活動について 153. 人権擁護委員の心得について 154. 人権擁護委員の役割について 155. 人権擁護委員の活動について 156. 人権擁護委員の心得について 157. 人権擁護委員の役割について 158. 人権擁護委員の活動について 159. 人権擁護委員の心得について 160. 人権擁護委員の役割について 161. 人権擁護委員の活動について 162. 人権擁護委員の心得について 163. 人権擁護委員の役割について 164. 人権擁護委員の活動について 165. 人権擁護委員の心得について 166. 人権擁護委員の役割について 167. 人権擁護委員の活動について 168. 人権擁護委員の心得について 169. 人権擁護委員の役割について 170. 人権擁護委員の活動について 171. 人権擁護委員の心得について 172. 人権擁護委員の役割について 173. 人権擁護委員の活動について 174. 人権擁護委員の心得について 175. 人権擁護委員の役割について 176. 人権擁護委員の活動について 177. 人権擁護委員の心得について 178. 人権擁護委員の役割について 179. 人権擁護委員の活動について 180. 人権擁護委員の心得について 181. 人権擁護委員の役割について 182. 人権擁護委員の活動について 183. 人権擁護委員の心得について 184. 人権擁護委員の役割について 185. 人権擁護委員の活動について 186. 人権擁護委員の心得について 187. 人権擁護委員の役割について 188. 人権擁護委員の活動について 189. 人権擁護委員の心得について 190. 人権擁護委員の役割について 191. 人権擁護委員の活動について 192. 人権擁護委員の心得について 193. 人権擁護委員の役割について 194. 人権擁護委員の活動について 195. 人権擁護委員の心得について 196. 人権擁護委員の役割について 197. 人権擁護委員の活動について 198. 人権擁護委員の心得について 199. 人権擁護委員の役割について 200. 人権擁護委員の活動について 201. 人権擁護委員の心得について 202. 人権擁護委員の役割について 203. 人権擁護委員の活動について 204. 人権擁護委員の心得について 205. 人権擁護委員の役割について 206. 人権擁護委員の活動について 207. 人権擁護委員の心得について 208. 人権擁護委員の役割について 209. 人権擁護委員の活動について 210. 人権擁護委員の心得について 211. 人権擁護委員の役割について 212. 人権擁護委員の活動について 213. 人権擁護委員の心得について 214. 人権擁護委員の役割について 215. 人権擁護委員の活動について 216. 人権擁護委員の心得について 217. 人権擁護委員の役割について 218. 人権擁護委員の活動について 219. 人権擁護委員の心得について 220. 人権擁護委員の役割について 221. 人権擁護委員の活動について 222. 人権擁護委員の心得について 223. 人権擁護委員の役割について 224. 人権擁護委員の活動について 225. 人権擁護委員の心得について 226. 人権擁護委員の役割について 227. 人権擁護委員の活動について 228. 人権擁護委員の心得について 229. 人権擁護委員の役割について 230. 人権擁護委員の活動について 231. 人権擁護委員の心得について 232. 人権擁護委員の役割について 233. 人権擁護委員の活動について 234. 人権擁護委員の心得について 235. 人権擁護委員の役割について 236. 人権擁護委員の活動について 237. 人権擁護委員の心得について 238. 人権擁護委員の役割について 239. 人権擁護委員の活動について 240. 人権擁護委員の心得について 241. 人権擁護委員の役割について 242. 人権擁護委員の活動について 243. 人権擁護委員の心得について 244. 人権擁護委員の役割について 245. 人権擁護委員の活動について 246. 人権擁護委員の心得について 247. 人権擁護委員の役割について 248. 人権擁護委員の活動について 249. 人権擁護委員の心得について 250. 人権擁護委員の役割について 251. 人権擁護委員の活動について 252. 人権擁護委員の心得について 253. 人権擁護委員の役割について 254. 人権擁護委員の活動について 255. 人権擁護委員の心得について 256. 人権擁護委員の役割について 257. 人権擁護委員の活動について 258. 人権擁護委員の心得について 259. 人権擁護委員の役割について 260. 人権擁護委員の活動について 261. 人権擁護委員の心得について 262. 人権擁護委員の役割について 263. 人権擁護委員の活動について 264. 人権擁護委員の心得について 265. 人権擁護委員の役割について 266. 人権擁護委員の活動について 267. 人権擁護委員の心得について 268. 人権擁護委員の役割について 269. 人権擁護委員の活動について 270. 人権擁護委員の心得について 271. 人権擁護委員の役割について 272. 人権擁護委員の活動について 273. 人権擁護委員の心得について 274. 人権擁護委員の役割について 275. 人権擁護委員の活動について 276. 人権擁護委員の心得について 277. 人権擁護委員の役割について 278. 人権擁護委員の活動について 279. 人権擁護委員の心得について 280. 人権擁護委員の役割について 281. 人権擁護委員の活動について 282. 人権擁護委員の心得について 283. 人権擁護委員の役割について 284. 人権擁護委員の活動について 285. 人権擁護委員の心得について 286. 人権擁護委員の役割について 287. 人権擁護委員の活動について 288. 人権擁護委員の心得について 289. 人権擁護委員の役割について 290. 人権擁護委員の活動について 291. 人権擁護委員の心得について 292. 人権擁護委員の役割について 293. 人権擁護委員の活動について 294. 人権擁護委員の心得について 295. 人権擁護委員の役割について 296. 人権擁護委員の活動について 297. 人権擁護委員の心得について 298. 人権擁護委員の役割について 299. 人権擁護委員の活動について 300. 人権擁護委員の心得について 301. 人権擁護委員の役割について 302. 人権擁護委員の活動について 303. 人権擁護委員の心得について 304. 人権擁護委員の役割について 305. 人権擁護委員の活動について 306. 人権擁護委員の心得について 307. 人権擁護委員の役割について 308. 人権擁護委員の活動について 309. 人権擁護委員の心得について 310. 人権擁護委員の役割について 311. 人権擁護委員の活動について 312. 人権擁護委員の心得について 313. 人権擁護委員の役割について 314. 人権擁護委員の活動について 315. 人権擁護委員の心得について 316. 人権擁護委員の役割について 317. 人権擁護委員の活動について 318. 人権擁護委員の心得について 319. 人権擁護委員の役割について 320. 人権擁護委員の活動について 321. 人権擁護委員の心得について 322. 人権擁護委員の役割について 323. 人権擁護委員の活動について 324. 人権擁護委員の心得について 325. 人権擁護委員の役割について 326. 人権擁護委員の活動について 327. 人権擁護委員の心得について 328. 人権擁護委員の役割について 329. 人権擁護委員の活動について 330. 人権擁護委員の心得について 331. 人権擁護委員の役割について 332. 人権擁護委員の活動について 333. 人権擁護委員の心得について 334. 人権擁護委員の役割について 335. 人権擁護委員の活動について 336. 人権擁護委員の心得について 337. 人権擁護委員の役割について 338. 人権擁護委員の活動について 339. 人権擁護委員の心得について 340. 人権擁護委員の役割について 341. 人権擁護委員の活動について 342. 人権擁護委員の心得について 343. 人権擁護委員の役割について 344. 人権擁護委員の活動について 345. 人権擁護委員の心得について 346. 人権擁護委員の役割について 347. 人権擁護委員の活動について 348. 人権擁護委員の心得について 349. 人権擁護委員の役割について 350. 人権擁護委員の活動について 351. 人権擁護委員の心得について 352. 人権擁護委員の役割について 353. 人権擁護委員の活動について 354. 人権擁護委員の心得について 355. 人権擁護委員の役割について 356. 人権擁護委員の活動について 357. 人権擁護委員の心得について 358. 人権擁護委員の役割について 359. 人権擁護委員の活動について 360. 人権擁護委員の心得について 361. 人権擁護委員の役割について 362. 人権擁護委員の活動について 363. 人権擁護委員の心得について 364. 人権擁護委員の役割について 365. 人権擁護委員の活動について 366. 人権擁護委員の心得について 367. 人権擁護委員の役割について 368. 人権擁護委員の活動について 369. 人権擁護委員の心得について 370. 人権擁護委員の役割について 371. 人権擁護委員の活動について 372. 人権擁護委員の心得について 373. 人権擁護委員の役割について 374. 人権擁護委員の活動について 375. 人権擁護委員の心得について 376. 人権擁護委員の役割について 377. 人権擁護委員の活動について 378. 人権擁護委員の心得について 379. 人権擁護委員の役割について 380. 人権擁護委員の活動について 381. 人権擁護委員の心得について 382. 人権擁護委員の役割について 383. 人権擁護委員の活動について 384. 人権擁護委員の心得について 385. 人権擁護委員の役割について 386. 人権擁護委員の活動について 387. 人権擁護委員の心得について 388. 人権擁護委員の役割について 389. 人権擁護委員の活動について 390. 人権擁護委員の心得について 391. 人権擁護委員の役割について 392. 人権擁護委員の活動について 393. 人権擁護委員の心得について 394. 人権擁護委員の役割について 395. 人権擁護委員の活動について 396. 人権擁護委員の心得について 397. 人権擁護委員の役割について 398. 人権擁護委員の活動について 399. 人権擁護委員の心得について 400. 人権擁護委員の役割について 401. 人権擁護委員の活動について 402. 人権擁護委員の心得について 403. 人権擁護委員の役割について 404. 人権擁護委員の活動について 405. 人権擁護委員の心得について 406. 人権擁護委員の役割について 407. 人権擁護委員の活動について 408. 人権擁護委員の心得について 409. 人権擁護委員の役割について 410. 人権擁護委員の活動について 411. 人権擁護委員の心得について 412. 人権擁護委員の役割について 413. 人権擁護委員の活動について 414. 人権擁護委員の心得について 415. 人権擁護委員の役割について 416. 人権擁護委員の活動について 417. 人権擁護委員の心得について 418. 人権擁護委員の役割について 419. 人権擁護委員の活動について 420. 人権擁護委員の心得について 421. 人権擁護委員の役割について 422. 人権擁護委員の活動について 423. 人権擁護委員の心得について 424. 人権擁護委員の役割について 425. 人権擁護委員の活動について 426. 人権擁護委員の心得について 427. 人権擁護委員の役割について 428. 人権擁護委員の活動について 429. 人権擁護委員の心得について 430. 人権擁護委員の役割について 431. 人権擁護委員の活動について 432. 人権擁護委員の心得について 433. 人権擁護委員の役割について 434. 人権擁護委員の活動について 435. 人権擁護委員の心得について 436. 人権擁護委員の役割について 437. 人権擁護委員の活動について 438. 人権擁護委員の心得について 439. 人権擁護委員の役割について 440. 人権擁護委員の活動について 441. 人権擁護委員の心得について 442. 人権擁護委員の役割について 443. 人権擁護委員の活動について 444. 人権擁護委員の心得について 445. 人権擁護委員の役割について 446. 人権擁護委員の活動について 447. 人権擁護委員の心得について 448. 人権擁護委員の役割について 449. 人権擁護委員の活動について 450. 人権擁護委員の心得について 451. 人権擁護委員の役割について 452. 人権擁護委員の活動について 453. 人権擁護委員の心得について 454. 人権擁護委員の役割について 455. 人権擁護委員の活動について 456. 人権擁護委員の心得について 457. 人権擁護委員の役割について 458. 人権擁護委員の活動について 459. 人権擁護委員の心得について 460. 人権擁護委員の役割について 461. 人権擁護委員の活動について 462. 人権擁護委員の心得について 463. 人権擁護委員の役割について 464. 人権擁護委員の活動について 465. 人権擁護委員の心得について 466. 人権擁護委員の役割について 467. 人権擁護委員の活動について 468. 人権擁護委員の心得について 469. 人権擁護委員の役割について 470. 人権擁護委員の活動について 471. 人権擁護委員の心得について 472. 人権擁護委員の役割について 473. 人権擁護委員の活動について 474. 人権擁護委員の心得について 475. 人権擁護委員の役割について 476. 人権擁護委員の活動について 477. 人権擁護委員の心得について 478. 人権擁護委員の役割について 479. 人権擁護委員の活動について 480. 人権擁護委員の心得について 481. 人権擁護委員の役割について 482. 人権擁護委員の活動について 483. 人

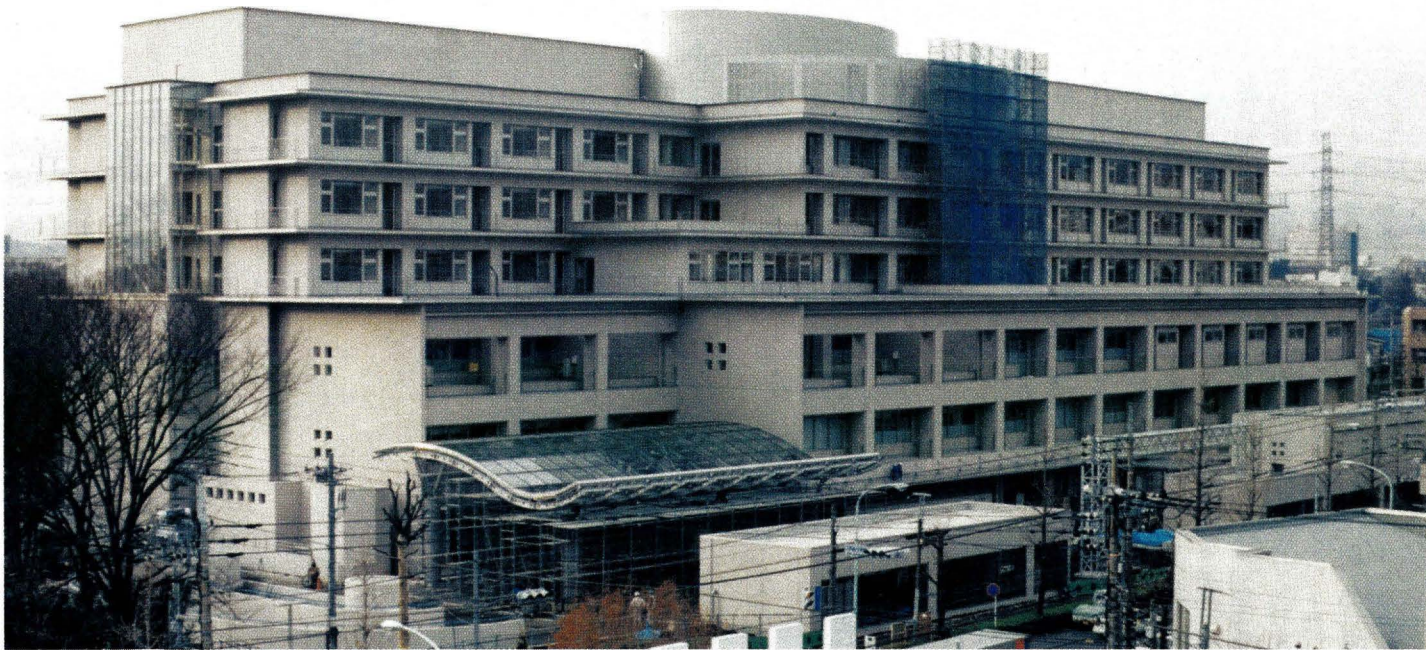
次の世代に
“美しい故郷”を
渡そう



6月1日に新しい市立病院が開院します。平成11年2月の着工以来工事は順調に進み、まもなく完成します。広報今号では、新病院の運営方針や施設の概要をご紹介します。(関連記事1～3面)

市民に信頼され、 選ばれる病院を目指して 6月1日新市立病院オープン

新市立病院の案内図



▲完成間近の新市立病院

患者さんの視点に立つ医療とは、質の高い医療を提供するだけでなく、患者さんが癒され、提供された医療サービスに満足して初めて実現されると考えています。そのため、患者さんを迎える職員全員が奉仕の精神と、仕事に愛情と誇りを持ち、明るくきび

患者さんの視点に立った 医療サービスを提供します

新病院は、広く明るい施設に生まれ変わり、病床数300床、診療科目16科の地域の中核的病院として高度・先進的医療を提供していきます。

現在の市立総合病院は昭和36年10月に開設され、その後数回にわたる増築・改修と診療科の拡充を行ってきました。しかし、築後40年が経過して、施設の老朽化と狭あい化が進み、患者さんの増加や、医療需要の多様化にこたえることが難しくなってきました。

市立病院が生まれ変わります

きびした親切な対応を心がけていきます。

さらに、季節の催し、病院ボランティア(市民の方の知識や技術を生かし、医療以外の分野で患者さんに安らぎと喜びを与えていただく活動)の導入も予定し、親しまれる病院を目指します。

病棟の運営方針

- ① 内科系、外科系、産婦人科の3人当直制による救急体制の確立
- ② 地域医師会との病診連携による施設の有効利用、病床の開放
- ③ 特殊・専門外来の設置
- ④ 保健・福祉部門との連携(健康教育・相談・疾病の予防・健康診断)
- ⑤ 外来診療の再診予約制、院外処方による待ち時間の短縮
- ⑥ インフォームドコンセント(患者さんに治療の内容を説明し、同意に基づいて行う医療)の確立

⑦ 医療業務・管理業務にオーダーリングシステム(コンピュータシステム)を採用...業務を円滑・迅速に行い、効率的な運営と待ち時間の短縮を図る

⑧ 物品の一元管理と搬送要員の配置(SPDシステムの採用)：物品の保管・補充等の在庫管理や各部署への搬送などを集中管理し、効率性、経済性の向上を図る

⑨ 地域医療システムの整備と連携：地域医療連携室を設置。紹介制、逆紹介制を推進し、施設・機器類の利用、オープンベッドの確保など、地域医療との連携を強化。福祉との連携を図るため、医師会による在宅介護支援センターの設置

⑩ 外来診療の再診予約制の導入：施設の利用及び業務の標準化を図り、待ち時間を短縮

⑪ 「入院受付」の設置：入院事務と病床管理の一元化を図る

⑫ 適温適時給食の実施：温冷配膳車を導入し、患者さんの立場に立った給食サービスを実施

⑬ 新しく導入するシステム

⑭ 医療業務・管理業務にオーダーリングシステム(コンピュータシステム)を採用...業務を円滑・迅速に行い、効率的な運営と待ち時間の短縮を図る

⑮ 物品の一元管理と搬送要員の配置(SPDシステムの採用)：物品の保管・補充等の在庫管理や各部署への搬送などを集中管理し、効率性、経済性の向上を図る

⑯ 地域医療システムの整備と連携：地域医療連携室を設置。紹介制、逆紹介制を推進し、施設・機器類の利用、オープンベッドの確保など、地域医療との連携を強化。福祉との連携を図るため、医師会による在宅介護支援センターの設置

⑰ 外来診療の再診予約制の導入：施設の利用及び業務の標準化を図り、待ち時間を短縮

⑱ 「入院受付」の設置：入院事務と病床管理の一元化を図る

⑲ 適温適時給食の実施：温冷配膳車を導入し、患者さんの立場に立った給食サービスを実施

⑳ 新しく導入するシステム

㉑ 医療業務・管理業務にオーダーリングシステム(コンピュータシステム)を採用...業務を円滑・迅速に行い、効率的な運営と待ち時間の短縮を図る

施設概要

7階	機械室	新住所	多摩平4-3-1
6階	病棟100床	敷地面積	10,690㎡
5階	病棟100床	建築面積	4,500㎡
4階	病棟100床	延床面積	26,199㎡
3階	手術室(5室)、医局、事務室、講堂、会議室		
2階	外来診療科、人工透析(12床)、内視鏡、検査部門、健診部門(3室)		
1階	外来診療科、放射線部門、薬剤部門、リハビリテーション、救急室、医事部門、地域医療連携室、総合案内、外来レストラン、ラウンジ		
地下1階	更衣室、倉庫、機械室、駐車場		
地下2階	病歴室、薬品庫、厨房、更衣室、物流センター(SPD)、ベッドセンター、霊安室、解剖室、機械室、電気室、駐車場		

構造	鉄筋コンクリート造 (免震構造・一部耐震構造)
駐車場	263台
駐輪場	164台

建物の特徴

- 快適な療養環境を確保
病室の構成は、各ベッドに採光可能な4床室が59室、2床室が4室、1床室が34室あり、各病室にトイレと洗面所を設置
- 免震構造の採用
建物に伝わる地震の衝撃を大幅に低減させる免震装置を設置する構造
- 病棟食堂兼デイルームの設置
病棟各階に早期離床とコミュニケーションの場として、病棟食堂兼デイルームを設置

医療規模・機能

- 一般病床300床
- 診療科(16科)
内科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、精神神経科(院内標榜)、歯科口腔外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科
- リハビリ機能
リハビリテーション科を新設し、施設基準の理学療法Ⅱ及び作業療法Ⅱを実施
- 人工透析
透析ベッドを12床とし、隔日2交替体制で実施
- 人間ドッグ(健康管理部門)の拡充
宿泊(1泊)ドッグ、日帰りドッグ、脳ドッグを実施

問合せ先
市立総合病院 建替準備室
581・2677